

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例			法令番号	令和2年佐賀県条例第15号	
手続名	特定事業の許可の取消し等			根拠条項	第22条	
処分基準	<p>1 処分の基準 佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条のとおり。</p>					
	対応区分	<p>聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 循環型社会推進課</p>	<p>交付機関 循環型社会推進課</p>	目次	